

## 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法

実施機関（市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和4年条例第26号）第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）における個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

第1 文書又は図画（第2に該当するものを除く。以下同じ。）に記録されている場合には、次に掲げる方法（3及び4に掲げる方法にあつては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）により開示を行う。

- 1 当該文書又は図画（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、2に規定するもの）の閲覧
- 2 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- 3 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- 4 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが

可能なものに限る。)に複写したものの交付

第2 マイクロフィルムに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。

- 1 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したものの閲覧
- 2 当該マイクロフィルムをA4判の用紙に印刷したものの交付